免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０２３号

大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
代表清算人　磯本　博之
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３０１１号

大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号

神奈川県座間市相模が丘１丁目40番15号
清算株式会社　株式会社ぴーぷる
代表清算人　大澤　敏男
１　決定年月日　令和７年７月４日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別表記載の各協定債権者（以下、「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表記載の各協定債権額（以下、「各協定債権」という。）の各0.059756％の金員（ただし、小数点以下につき四捨五入）を弁済する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及びその他清算株式会社に対する一切の債権につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４　本協定に基づく清算株式会社の各協定債権者に対する弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。

（別表省略）

以上

横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（ヒ）第３号

静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
代表清算人　杉浦　利栄
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権の定義

協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。

２　弁済方法

協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済

会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。

２　債務の免除

会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。

３　追加弁済

上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。

第３　共益的債権及び優先的債権の弁済

会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始